

2023年9月28日(木)

EIPS 事務局

EIPS からの情報提供 Vol. 72

○税関事務管理人等の改正に伴う関税法基本通達の改正について

1. 現状等

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。FS 利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等をほ脱するという脱税事案が顕在化しています。

※ FS（フルフィルメントサービス）利用貨物とは
EC プラットフォーム運営事業者等が提供するフルフィルメントサービス（購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入しようとする貨物のこと。

そのような背景を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するため、令和5年10月1日から、①輸入申告時に記載を求めている「貨物を輸入しようとする者の住所及び氏名」が関税法施行令上の輸入申告項目に追加され、また、②税関事務管理人の届出項目に「届出者と税関事務管理人との関係」等が追加されるとともに、③税関事務管理人との委任契約関係書類を添付することになります。

2. 本件改正の概要

この度、税関ホームページに「関税法基本通達等の一部改正について（令和5年9月27日財関第937号）」が掲載されておりますので、お知らせします。

改正通達は、関税法基本通達67-3-3の2（貨物を輸入しようとする者の意義）及び同基本通達95-2（税関事務管理人の届出手続）、そして税関様式関係通達の「税関事務管理人届出書（消費税等納税管理人届出書兼用）（C-7500）」が新設されています。詳細な概要は以下の別紙1及び2を確認ください。

[関税法基本通達等の一部改正について（令和5年9月27日財関第937号）](#) 

[別紙1 関税法基本通達](#) 

[別紙2 税関様式関係通達](#) 